

大館クリーンセンター基幹的設備改良工事・運営事業
事業契約の内容について

- 1 公共施設等の名称及び立地
大館クリーンセンター
大館市雪沢字又右エ門沢49番地1ほか
- 2 選定事業者の商号又は名称
大館エコマネジ株式会社
秋田県大館市雪沢字又右エ門沢49番地1
代表取締役 兼信 裕
- 3 公共施設等の整備等の内容
基幹的設備改良工事及び一般廃棄物の中間処理
- 4 契約期間
自 事業契約締結を承認する旨の大館市議会の議決を得た日（令和元年12月12日）
至 令和14年3月31日
- 5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

第2章 本施設の設計及び施工等

第11節 運営開始前の本契約の解除等

（無催告解除）

第74条 本契約締結後運営開始日前までに次に掲げる事由のいずれかが生じたときには、甲は、本契約を催告することなく解除できる。

- （1）乙の責に帰すべき事由により本契約の全部又は重要な部分の履行が不能となったとき。
- （2）乙にかかる破産、会社更生、民事再生、若しくは特別清算のいずれかの手続について申立がなされた場合又はそれらの手続の開始原因となるべき事由が発生したとき。
- （3）乙について、手形取引停止処分がなされた場合又は支払停止事由が発生したとき。
- （4）乙が工事に着手すべき期日を過ぎても、正当な理由なくして、工事に着手しないとき。
- （5）乙の責に帰すべき事由により、工期内に基幹的設備改良工事が完成しないとき又は運営

開始日より3ヶ月以内に完成する見込みがないと明らかに認められるとき(第64条の場合及び第66条で定める部分完成の場合を除く。)

(6) 正当な理由なく、本施設の工事を30日以上中断したとき又は本事業を自発的に放棄したと認められるとき。

(7) 第64条の場合において、本施設の補修、改良、追加工事等に要する期間が6ヶ月以上又は甲が許容できない長期間であると判断される時。

2 乙の責に帰すべからざる事由により、本施設の補修改良、追加工事等を実施することができない期間が存した場合には、かかる期間は前項第7号の「6ヶ月」又は「甲が許容できない長期間」には算入されないものとする。

(催告解除)

第75条 甲は、本契約締結後運営開始日前までに乙に以下に掲げる事由の一が生じた場合、乙に対し60日以上(ただし、斡旋又は調停手続に付されている場合、係属中の期間はこれに算入しないものとする。)の当該不履行を治癒するのに合理的に必要な期間を設けて催告を行った上で、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙がその責に帰すべき事由により本契約に基づく乙の義務を履行しない場合(前条各号に掲げる場合を除く)。

(2) 乙が、第20条第2項の規定に違反して、本事業の実施に無関係の建物や居住用建物を建設したとき。

(3) 事業実施用地の貸与を継続しがたい重大な背信行為が乙にあったとき。

(4) 第24条に規定する承諾を得ないで、乙が第三者に対して、事業実施用地にかかる借地権を譲渡し、又は転貸したとき。

(乙からの解除の申出)

第76条 甲は、乙が本契約締結後運営開始日前までに本契約の解除を申し出たとき(ただし第77条、第136条又は第140条の場合を除く。)、本事業について既に支出された交付金に相当する金額を違約金として受領したうえで、本契約を解除することができる。この場合、甲は出来形部分について引渡しを受けることができるものとし(この部分についての支払は行われる。)、甲は、乙の費用負担において、出来形部分を保全するため、適切な措置を行うことができる。

(甲の債務不履行等による解除)

第77条 本契約締結後運営開始日前までに甲の責に帰すべき事由により本契約の履行が不能となった場合、乙は、本契約を解除し、損害賠償(当該損害には、乙と融資銀行との間で締結された金銭消費貸借契約及び関連する諸契約(金利スワップ契約等を含む。))に基づく

元本残高、経過利息、損害金及び手数料等、これらの項目によって填補されない出来形部分の価額及び撤去費用、撤去完了時まで発生する借地料、乙が返還すべき交付金額、乙の解散費用、その他当該解除に伴い乙に発生する諸費用、乙の得べかりし利益、並びに乙が第三者から損害賠償請求、損失補償請求又は費用償還請求を受けることにより負った支払義務相当額が含まれるものとする。)を請求することができる。

- 2 本契約締結後運営開始日前までに、甲が、その責に帰すべき事由により、本契約に基づく甲の義務を履行しない場合(前項に掲げる場合を除く。)、乙は、甲に対し60日以上(ただし、斡旋又は調停手続に付されている場合、係属中の期間はこれに算入しないものとする。)の当該不履行を治癒するのに合理的に必要な期間を設けて催告を行った上で、本契約の全部又は一部を解除し、損害賠償を請求することができる。

(解除に伴う措置)

第78条 第74条ないし第77条の規定に基づき本契約が解除されることに伴い、甲は、本施設の出来形部分につき検査を行った上、当該検査に合格した部分を含む本施設について引渡しを受けることができる。なお譲渡手続の完了にともない、甲乙間の事業実用地の賃貸借契約は当然に終了する。

- 2 前項の場合、甲は、乙に対して事前買取の通知をし、甲は引渡しと同時に出来形部分の金額を乙に支払わねばならない。かかる場合、甲又は乙は、必要と認めるときには中立的なエンジニア又はコンサルタントに依頼し、出来形部分の検査及び本施設の本金額の算出を行わせることができる。なお、本施設の本金額は、解除に伴う買取を行う際に甲に必要な合理的な費用を反映して算出する。

- 3 前項に従い、甲が本施設の買取をする通知をした場合、乙は、自らの費用負担において、本施設を保全し、現場保存のために必要な措置をとることとする。

- 4 本条第2項に従い、甲が本施設に相応する金額の支払いをする場合、甲は、乙に対して有する違約金債権と相殺すること及びこれを分割払いとすることができる。

- 5 本条第1項に基づき甲が本施設の出来形部分の引渡しを受ける場合、乙は、本施設の図面、運転管理マニュアルほか甲が本施設の完成及び運営に必要とする書面等を、当該書面等が作成中であるか成果物であるかを問わず、本施設の出来形部分の引渡しとあわせてこれを甲に交付するものとする。乙は、甲がかかる書面等を本施設の完成及び運営に必要な範囲で利用(複製、頒布、展示、改変、翻案を含むがこれに限られない。)できるように必要となる法的措置をとるものとする。なお本項は、本施設の完成及び運営に必要とする書面の範囲について、当事者間で協議することを妨げるものではなく、一方の当事者よりかかる協議の申し入れがあった場合、他方当事者はこれに誠実に対応するものとする。

- 6 第77条の規定に基づき本契約が解除される場合は、本条第5項の規定を適用しない。ただし、甲は、乙に対して、本条第5項で規定される本施設の完成及び運営に必要な書面等

に関して、それらの交付を求め利用方法を定めるための協議を求めることができる。

(運営開始前における本契約解除に伴う違約金)

第79条 第74条及び第75条の規定に基づき本契約が終了した場合、乙は、本施設の基幹的設備改良工事費の10%に相当する違約金を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前項に基づき乙が甲に対して負担すべき違約金額に、乙が基本協定又は本契約に基づきその時点までに甲に対して負担した累積の違約金、損害金及び追加費用等の金額並びに基本協定又は本契約に関連して乙が甲に対して負った求償債務の金額の総額を加えた金額は、本施設の基幹的設備改良工事費の10%を上限とする(ただし、基本協定第26条第7項及び第36条2項に基づく場合についてはこの限りではない。)

3 甲は、第1項及び第2項で定める違約金の支払義務について、乙の株主から別紙5の様式の保証を求めることができる。

4 乙は、第1項及び第2項で定める違約金を支払うことによって、当該解除に伴い甲に生ずる損害等については免責されるものとする。

第3章 本施設の運営

第7節 運営開始後における本契約の終了

(無催告解除)

第120条 本施設の運営開始日後に、次に掲げる事由が発生したときには、甲は、本契約について、催告することなくその解除をすることができる。

(1) 乙の責に帰すべき事由により本契約の全部又は重要な部分の履行が不能となったとき。

(2) 乙にかかる破産、会社更生、民事再生、又は特別清算のいずれかの手続について申立がなされた場合若しくはそれらの手続の開始原因となるべき事由が発生したとき。

(3) 乙について、手形取引停止処分がなされた場合又は支払停止事由が発生したとき。

(4) 乙が本契約にかかる事業を自発的に放棄したと認められるとき。

(性能未達時における解除)

第121条 本施設が稼働停止となった場合、又は本施設の廃棄物処理能力が減少して一般廃棄物(基準ごみ質以下の条件とする。)の処理能力が1日あたり90トン(ただし、第67条第2項が適用される場合には、改定性能要件における処理量)を下回った場合において、6ヶ月以上にわたり、稼働再開又は一般廃棄物処理に支障が生じない水準まで処理量の回復ができないと甲が判断するときは、甲は書面による通知により本契約を解除することができる。ただし、甲の責によるべき事由又は不可抗力により、稼働停止となった場合又は上記の処理量が低下した場合はこの限りでない。

(催告解除)

第122条 本施設の運営開始日後に、乙が、その責に帰すべき事由により、本契約上の義務を履行しない場合（第120条及び第121条の場合を除く。）、甲は、乙に60日以上の一定の回復期間を与えるものとし、乙は事業遂行能力の回復に尽力するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙の債務不履行により、甲の一般廃棄物の処理に重大な悪影響を及ぼすことが懸念される場合、又は乙の事業遂行能力の回復が不能であると判断される場合には、甲は本契約を事前の書面による催告をしたうえで解除することができる。

3 本条第1項の規定にかかわらず、運営開始日後に以下に掲げる事由が生じた場合は、甲は30日以上前に乙に対して書面により通知し催告したうえで、本契約の解除をすることができる。

(1) 乙が第118条に規定する保険契約を甲が請求した日の翌日から起算して30日以内に提供しないとき又はこれを維持しないとき。

(2) 乙が、第20条第2項の規定に違反して、本事業の実施に無関係の建物や居住用建物を建設したとき。

(3) 事業実施用地の貸与を継続しがたい重大な背信行為が乙にあったとき。

(4) 第24条に規定する承諾を得ないで、乙が第三者に対して、事業実施用地にかかる借地権を譲渡し、又は転貸したとき。

(甲の債務不履行等による解除)

第123条 本施設の運営開始日後に次に掲げる事由が生じた場合は、乙は、30日以上前の書面による通知により本契約を解除することができる。

(1) 甲が本契約に基づいて履行すべき支払債務を支払期日までに支払わず、乙が甲に対しその支払いを書面により催告したにもかかわらず、なおかかる催告後60日以内に履行がなされないとき。

(2) 甲が、その責に帰すべき事由により、本契約に定める重大な義務に違反したとき。

2 前項の第2号の規定にかかわらず、甲の提供する廃棄物の性状が保証された性状に合致していない場合、乙は、処理委託費の増額によっては対処しえない場合に限り本契約を解除することができる。

3 甲の責に帰すべき事由により本契約の履行が不能となったときは、乙は、催告することなく本契約を解除することができる。

4 乙は、本条第1項ないし第3項に基づく本契約の解除に伴い、甲に対して損害賠償（かかる損害には乙と融資銀行との間で締結された金銭消費貸借契約及び関連諸契約（金利スワップ契約等を含む。）契約に基づく元本残高、経過利息、損害金及び手数料等、乙が返還すべき交付金額、乙の解散費用、その他当該解除に伴い乙に発生する諸費用、乙の得べかりし利益、並びに乙が第三者から損害賠償請求、損失補償請求又は費用償還請求を受けることによ

り負った支払義務相当額が含まれるものとする。)を請求することができる。

(運営開始後における本契約解除に伴う違約金)

第124条 第120条ないし第122条の規定に基づき本契約が終了した場合、乙は、令和4年度の処理委託費総額の10%に相当する違約金を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が、運営開始後、基本協定又は本契約に基づき当該解除の直接の原因となる事実に関してその時点までに負担した累積の違約金、損害金及び追加費用等の金額並びに当該事実に関連してその時点までに甲に対して負った求償債務の金額の総額は、前項の金額から控除される。また、前項に基づき乙が支払義務を負う違約金の金額、並びに基本協定又は本契約に基づき乙が甲に対して負う累積の違約金、損害金及び追加費用等の金額並びに基本協定又は本契約に関連して乙が甲に対して負う求償債務の金額の総額は、令和4年度の処理委託費総額の10%を上限とする(ただし、基本協定第26条第7項又は第36条第2項に基づく費用の負担については、この限りでない。)

3 甲は、本条第1項及び第2項で定める違約金の支払義務について、乙の株主から別紙7の様式の保証を求めることができる。ただし、本契約第117条に基づき、別紙6第1項第3号で規定された株主保証が差し入れられた場合は、この限りでない。

4 乙は、本条第1項及び第2項で定める違約金を支払うことによって、第120条ないし第122条の解除に際して甲に生ずる損害等については免責されるものとする。

(本施設の買取り)

第125条 第120条ないし第122条の規定に基づき本契約が終了する場合(第121条に基づく解除の場合は本施設の処理能力の低下を原因とする場合に限る。)は、甲は、本施設の買取りにつき乙と協議することができる。本条に従って甲が本施設を買い取る場合、甲は、施設の買取価格を簿価を基準として乙と協議し、決定する。甲は、買取代金を支払う債務を負い、当該債務の履行を完了した時点で、本施設の所有権は移転し、かつ、甲乙間の賃貸借契約が当然に終了するものとする。なお、かかる買取価格の決定にあたっては、甲乙が合意する専門家による第三者の鑑定評価を参照することができる。

第7章 不可抗力

(不可抗力による解除及び損害賠償)

第136条 不可抗力事由により、甲若しくは乙が本契約を履行することができないとき又は本契約の履行のために過分の費用を要し、かつ、60日以内に当事者間の協議により本契約が変更されないときは、甲又は乙は、本契約を解除することができる。

2 本契約が前項の規定に従って解除された場合、甲は、乙に対して、不可抗力事由の発生前(又は第56条に定める予見できなかった事態の判明前)の最終の貸借対照表上の本施設の簿

価に相当する額(基幹的設備改良工事期間中は資産勘定に計上される本施設の出来形の簿価に相当する金額)から、乙が受領することになる保険金に相当する額を控除した額を支払う。甲がかかる支払請求を受けた場合、甲は当該金額を支払う債務を負い、甲が当該債務の履行を完了した時点で、本施設の所有権が移転し、かつ、甲乙間の賃貸借契約が当然に終了するものとする。なお、本項の場合において、本施設に甲がその設定を承認した第三者の制限物権が正当に存在する場合、甲が当該金額の全額を支払うまで、甲は、乙との間の事業実用地にかかる賃貸借契約を解除することができない。

- 3 乙が前項に規定する請求をなす場合、乙は基幹的設備改良工事の出来形部分を保全し、現場保存のために必要な措置をとるものとする。本項に規定する乙の措置にかかる費用(事業実用地の賃料を含む。)は、甲が合理的な範囲でこれを負担する。

第8章 法令変更

(協議解除及び損害賠償)

第140条 本契約の締結後に法令が変更された場合又は乙の責に帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合において、本事業の継続が不能となったとき又は事業の継続に過分の費用を要するときは、甲乙間の協議の上、本契約を解除できる。

- 2 本契約が前項の規定に従って解除された場合、甲は、乙に対して、解除前の最終の貸借対照表上の本施設の簿価に相当する額(基幹的設備改良工事期間中は資産勘定に計上される本施設の出来形の簿価に相当する金額)から、乙が受領することとなる保険金に相当する額を控除した額を支払うものとする。甲がかかる支払請求を受けた場合、甲は当該金額を支払う債務を負い、甲が当該債務の履行を完了した時点で、本施設の所有権が移転し、かつ、甲乙間の賃貸借契約が当然に終了するものとする。なお、本項の場合において、本施設に甲がその設定を承認した第三者の制限物権が正当に存在する場合、甲が当該金額の全額を支払うまで、甲は、乙との間の事業実用地にかかる賃貸借契約を解除することができない。
- 3 乙が前項に規定する請求をなす場合、乙は基幹的設備改良工事の出来形部分を保全し、現場保存のために必要な措置をとるものとする。本項に規定する乙の措置にかかる費用(事業実用地の賃料を含む。)は、甲が合理的な範囲でこれを負担する。

6 契約金額

(1) 引継運営期間中（令和2年8月1日から令和4年3月31日まで）

ア 固定費 月額 37,284,940円

イ 変動費 一般廃棄物1トン当たり606,590,687円に処理量に乗じて得た額に110/100を乗じて得た額

(2) 運営期間中（令和4年4月1日から令和14年3月31日まで）

ア 基幹的設備 月額 19,260,780円

改良工事費

イ 固定費 月額 44,283,345円

ウ 変動費 一般廃棄物1トン当たり606,592,640円に処理量に乗じて得た額に110/100を乗じて得た額

(3) 事業契約約款の定めるところに従って額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた額

7 契約終了時の措置に関する事項

契約終了時の措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

第3章 本施設の運営

第7節 運営開始後における本契約の終了

(運営期間終了後の本施設の取扱い)

第119条 甲及び乙は、運営期間満了後の本施設の取扱いについて、適切な時期に協議を開始しなければならない。

2 前項の協議が開始された時点で、運営期間満了後も引き続き、本施設の健全性が保たれ、環境要件を満たしながら本施設を運営することができないと合理的に判断される場合には、原則として、本施設を解体する。

3 本条第1項の協議の結果、運営期間が更新又は延長されることとなった場合、処理委託費、延長期間等の条件は、本施設の健全性等を勘案しながら別途甲乙間の協議により決められるものとする。

4 本条第1項の協議の結果、本施設による廃棄物処理が停止されることとなった場合においては、乙は第4章の規定に従い、本事業終了後遅滞なく本施設の解体を行わねばならない。

第4章 解体

(総則)

第126条 本契約で定められた運営期間が満了しかつ運営期間の更新若しくは延長がな

されない場合（協議により運営期間が延長又は更新される場合は当該運営期間満了時）又は本契約の解除により本契約が終了した場合には、甲からの特段の指示がない限り、乙は、本施設を自らの責任において解体し、事業実施用地を現状に回復させるものとする。ただし、甲が本契約に基づき本施設の所有権を取得する場合は、この限りでない。

（解体・除去費）

第127条 本施設の解体を行うための解体・除去費（本施設の解体及び解体のための調査費用、事業実施用地の原状回復及び汚染物質の除去にかかる費用、並びに解体・除去期間の事業実施用地の賃料を含む。）は甲が負担するものとし、その具体的金額については次項に規定される甲と乙の協議によりこれを定め本施設の解体時にこれを支払うものとする。

2 甲が支払うべき解体・除去費の積立の便宜のため、甲と乙は、運営開始時まで当該時点において見込まれる適切な解体・除去費について協議を行う。また、運営開始後甲と乙は、適切な時期に再度協議を行い、本施設の解体時に支払われるべき解体・除去費を定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本契約が終了し本施設の解体・除去が行われると予想されるときは、甲と乙は、必要な都度、本施設の解体時に支払われるべき解体・除去費を定める協議を行うものとする。

（解体の報告）

第128条 乙は、本施設の解体が終了したこと、事業実施用地の原状回復がなされたこと及び事業実施用地に汚染物質が残存していないこと等を確認し、速やかに報告書を作成して、甲に対しこれを提出しなければならない。

2 甲が乙より前項に規定された報告を受けた場合、甲乙間の賃貸借契約が終了しているか否かにかかわらず、甲は報告書に記載されている事実関係を確認するために、事前の通知をして、乙の営業時間内に事業実施用地に立ち入ることができるものとする。